

留学生向け講習のご案内

日本には、約19万3千人（平成25年12月末現在：法務省発表）の外国人留学生在留し、政府の「留学生30万人計画」により、その数は年々増加傾向にあります。

その一方、留学生が法律を犯し、警察や入国管理局に捕まる事例も少なくありません。刑事事件や不法就労等で摘発を受けた留学生が多数存在していた学校は、留学生の入学選抜や在籍管理が不適切だったとみなされ、入国管理局から指導等の対象となる場合があります。

そのため、東京都では、留学生が日本の法律を守って適正な生活を送り、犯罪に関わらないようにするための出張型啓発講習を実施しています。

対象

- ・ 留学生本人

時間

- ・ 40分程度（ご希望に応じて時間調節可）

場所

- ・ 学校（講師が赴きます）

費用

- ・ **無料**（講師の交通費等、学校が負担する費用は一切ありません）

内容

- ・ 在留カードについて（携帯義務等）
- ・ 留学生の届出義務について
- ・ 資格外活動について（時間の制限、稼働場所の制限など）
- ・ サイバー犯罪、窃盗についての注意事項について
- ・ 留学生が犯しがちなルールマナー違反について
- ・ 基本的な交通ルールについて



講習のお申込みやご不明な点については、下記までお気軽にお問い合わせください。

東京都青少年・治安対策本部 治安対策課 連絡先 **03-5388-2279**

東京都 外国人留学生向け講習

検索

こんな経験ありませんか？

在籍する留学生が、

- 在留カードの不携帯で警察に検挙された・・・
- 窃盗（万引き）等をして警察に検挙された・・・
- サイバー犯罪に巻き込まれた・・・
- 風俗店で働き摘発を受けた・・・
- 資格外活動違反をして、入国管理局から問い合わせがあった・・・
- 在留期間更新許可申請、または在留資格変更許可申請が、不許可処分となった・・・
- 交通事故の加害者、被害者になった・・・
- 最近の生活態度が悪い・・・

「うちの学校はちゃんと指導しているから大丈夫！」そう思っている方も、上記留学生に心当たりのある方は、講習のお申込みを検討してみてもいいかもしれません。先生方からの指導に加え、外部講師からも注意喚起をされると、留学生の規範意識はより育まれます。

講習の様子

